

平成 22 年

嬉野市議会臨時会会議録

第 2 回

開会：平成 22 年 11 月 29 日

閉会：平成 22 年 11 月 29 日

嬉野市議会

平成 22 年

嬉野市議会臨時会会議録

平成 22 年 11 月 29 日
(第 1 日目)

嬉野市議会

平成22年第2回嬉野市議会臨時会会議録

招集年月日	平成22年11月29日					
招集場所	嬉野市議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成22年11月29日 午前10時00分			議長 太田重喜	
	散会	平成22年11月29日 午後5時54分			議長 太田重喜	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏名	出欠	議席 番号	氏名	出欠
	1番	辻 浩一	出	10番	副島 孝裕	出
	2番	山口 忠孝	出	11番	田中 政司	出
	3番	田中 平一郎	出	12番	織田 菊男	出
	4番	山下 芳郎	出	13番	神近 勝彦	出
	5番	山口 政人	出	14番	田口 好秋	出
	6番	小田 寛之	出	15番	西村 信夫	出
	7番	大島 恒典	出	16番	平野 昭義	出
	8番	梶原 睦也	出	17番	山口 要	出
	9番	園田 浩之	出	18番	太田 重喜	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	健康づくり課長	
	副市長	中島 庸二	産業建設課長	松尾 龍則
	教育長	杉崎 士郎	学校教育課長	福田 義紀
	会計管理者	田中 明	社会教育課長	
	嬉野総合支所長	坂本 健二	総務課長(支所)	永江 邦弘
	総務部長	大森 紹正	市民税務課長(支所)	小野 彰一
	企画部長	中島 文二郎	新幹線整備課長	
	健康福祉部長	石橋 勇市	観光商工課長	
	産業建設部長	一ノ瀬 真	健康福祉課長	
	教育部長・教育 総務課長兼務	宮崎 和則	農林課長	松尾 保幸
	財政課長	徳永 賢治	建設課長	中尾 嘉伸
	総務課長(本庁)	中島 直宏	環境下水道課長	
	市民税務課長(本庁)		農業委員会事務局長	
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳	水道課長	
	地域づくり課長		選挙管理委員長	
	福祉課長・こども課長兼務	江口 常雄		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	片山 義郎		

平成22年第2回嬉野市議会臨時会議事日程

平成22年11月29日（月）

本会議第1日目

午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 市長提出議案の上程・提案理由の説明
議案第74号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例について
議案第75号 嬉野市教育委員会委員の任命について
議案第76号 嬉野市教育委員会委員の任命について
- 日程第5 議案質疑
- 日程第6 討論・採決
- 追加日程第1 発議第20号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加への慎重な対応を求める意見書について

午前10時 開会

○議長(太田 重喜君)

皆さんおはようございます。

本日、嬉野市議会臨時会が招集されましたところ、月末、皆さんご多用の中にご参集賜りまして、大変ご苦労さまでございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第2回嬉野市議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第78条の規定により、会議録署名議員に、13番 神近勝彦議員、14番 田口好秋議員、15番 西村信夫議員を今会期中指名いたします。

日程第2、嬉野市議会会議規則第4条の規定により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。会期は本日1日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましてはお手元に配付しております会期日程のとおりでありますのでご了承願います。

日程第3、諸般の報告を行います。

報告第9号「専決処分の報告について」につきましては、お手元に配布をしておりますので、それをもって報告といたします。これで諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第74号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例についてから議案第76号 平成22年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）までを一括して議題といたします。

朗読を省略いたしまして提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆さま、おはようございます。

本日は大変お忙しいなかに、臨時議会をお願いいたしまして、ありがとうございます。

また、かねてより議会議員の皆さま方の御活躍につきましては、心から敬意を表するところでございます。

それでは提案理由について御説明申し上げます。

このたび嬉野市議会臨時会を招集し、条例の一部を改正する条例等の議案につきまして、御審議をお願いすることになりましたので、その概要について御説明申し上げます。

まず、議案第74号、議案第75号の2議案は、条例の一部改正でございます。議案第74号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例について及び議案第75号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてにつきましては、人事院の勧告を鑑み、市議会議員、市長、副市長、教育長の期末手当及び職員の給与等を改定するため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第76号 平成22年度一般会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回の補正の主なものといたしましては、地域子育て創生事業の一環といたしまして、民間施設の子育て環境整備を支援するもので、ベビーシート等の設置に674万7千円、イノシシ被害対策といたしまして、駆除期間は経過いたしましたが引続き継続した対策を講じるために、狩猟期間につきましても同等の補助を行うもので350万円、また、塩田中学校に嚴重に保管いたしておりましたPCB（約20kg）の廃棄処理が可能となりましたので、撤去費用として53万3千円をお願いいたしておりまして、歳入・歳出総額にそれぞれ1,178万円を追加し、補正後の予算総額を117億3,303万5千円とするものでございます。

以上をもちまして議案の概要説明を終わりますが、詳細につきましては、担当部長等が説明いたしますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（太田 重喜君）

これで、提案理由の説明を終わります。

次に、提出された議案の細部説明を求めます。

議案第 74 号から議案第 76 号について。総務部長。

○総務部長(大森 紹正君)

おはようございます。

それでは、議案第 74 号から議案第 76 号まで説明をさせていただきます。

まず、議案第 74 号ですけれども、嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例についてでございますが、この改正につきましては人事院の勧告を鑑み、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当を改定するため、条例を制定する必要があるものでございます。

改正の内容につきましては、議案資料 1 ページのほうで御説明したいと思います。

主な改定の内容等ですけれども、第 1 条、第 2 条につきましては嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部改正でございます。また、第 3 条、第 4 条につきましては嬉野市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正。第 5 条、第 6 条につきましては嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。

改定の内容としましては、市議会議員、市長及び副市長、教育長、それぞれ改定の内容としましては同じ内容でございます。まず、平成 22 年 12 月の期末手当につきましては、現行 100 分の 165 を 100 分の 150 とするものでございます。100 分の 15 の減額でございます。年間の計では 100 分の 310、平成 22 年 12 月の改定の支給につきましては 100 分の 295 ということになります。

なお、平成 23 年 4 月以降の支給につきましては、6 月分が 100 分の 140、100 分の 5 の減額となります。12 月支給につきましては 100 分の 155 ということで、100 分の 10 の減額となります。計としましては 100 分の 295 ということで、100 分の 15 の減額となります。

表の下のほうに、平成 22 年 12 月支給の期末手当の特例措置ということでございますが、附則の第 2 項から第 4 項まででございますが、期末手当の支給につきましては、嬉野市職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によるということで規定されているところでございます。職員につきましては、本年度 4 月から 11 月までの月例給及び 6 月期に支給されました期末勤勉手当を減額調整する特別措置が設けられておるところでございますが、これにつきましては適用しないということを附則第 2 項から第 4 項で謳ったものでございます。

施行日につきましては、平成 22 年 12 月 1 日ということでございます。

なお、平成 23 年 4 月以降の適用分につきましては、平成 23 年 4 月 1 日を施行日とするものでございます。

続きまして、議案書 6 ページですけれども、議案第 75 号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、この改正の理由といたしましては、人事院勧告を鑑み、職員の給与等を改定するため、条例を制定する必要があるものでございます。

この内容につきましても、議案資料で説明をさせていただきたいと思っております。

資料 5 ページをお願いいたします。嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、主な改定内容ということで取りまとめております。

一般職の期末手当、勤勉手当及び給料表の改定で、(1)で期末手当の改定でございますが、一般職員につきましては、今年12月につきましては、現行100分の150を100分の135、100分の15の減額でございます。それから年間の計にいたしましては、100分の275を100分の260、100分の15の減となります。平成23年4月以降の支給につきましては、6月分が100分の122.5、100分の2.5の減でございます。12月支給につきましては100分の137.5、100分の12.5のマイナスとなります。年間計では、100分の260ということで100分の15の減ということになります。

再任用職員につきましては、12月支給分につきましては100分の85が100分の80、100分の5の減でございます。年間計で100分の150が100分の145となりまして、100分の5の減額でございます。なお、再任用職員につきましては平成23年度以降の支給につきましては平成22年度と同じ率ということでございます。

続きまして、勤勉手当の改定でございますが、一般職員につきましては、12月支給分が現行100分の70を100分の65ということで、100分の5の減でございます。年間計につきましても100分の140が100分の135ということで、100分の5の減でございます。なお、平成23年度以降の支給につきましては、6月期支給が100分の67.5、100分の2.5の減でございます。12月支給につきましても同じく100分の67.5ということで、100分の2.5の減、年間計でいたしますと100分の135で100分の5の減ということになります。

なお、再任用職員につきましては、12月支給分は現行100分の35が100分の30ということで100分の5の減、年間計では100分の70が100分の65ということで、100分の5の減になります。平成23年度以降の支給につきましては6月期、12月期、それぞれ100分の32.5ということで、それぞれ100分の2.5ずつの減でございます。年間計100分の65につきましては100分の5の減ということでございます。

なお、(3)の給料表の改定につきましては、議案書9ページから13ページに記載をいたしておりますが、平均でマイナス0.19パーセントの改定ということでございます。

それから、(4)につきましては、特定職員の給与に関する条例ということで55歳を超える6級以上の職員に係る給与につきましては、給料月額、期末手当、勤勉手当等、一定につきまして一定率を減額するというもので、マイナス1.5パーセントを減額措置するものでございます。

それから、第3条、第4条につきましては、嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございますが、(1)では特定任期付職員の給料及び期末手当の改定でございます。給与表1号から7号まででございますが、それぞれ1,000円から2,000円の間で減額をするものでございます。(2)で期末手当の改定につきましては平成22年12月支給分につきましては、現行100分の165を100分の150とするもので、100分の15のマイナスとなります。年間計では100分の310を100分の295と改定し、100分の15のマイナスでございます。平成23年度4月以降につきましては6月期支給が100分の140で100分の5のマイナス、それから12月支給につきましては100分の155でマイナス100分の10

ということで、年間合わせて 100 分の 295 ということですが、これにつきましては 100 分の 15 のマイナスということになります。

次のページ、6 ページでございますが、第 5 条 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございますが、平成 18 年の給与切替に伴う減給補償額の改定につきましては、減額改定対象者で減給補償のある職員の給料月額を平成 18 年切替前給料月額の 100 分の 99.59 を乗じた額とするものです。

なお、特定職員につきましては、その金額に 98.5 パーセントを乗じた額とするものでございます。

附則関係ですけれども、減額改定対象職員に対する期末手当の特例措置ということで、減額改定対象職員は議案書 16 ページの表で該当する人以外の職員ということですが、概ね 40 歳以上の職員が該当いたしますが、平成 22 年 12 月期末手当から次の額を控除するというものでございます。4 月の給与、給料、管理職手当、扶養手当、住居手当を含みますが、これに 100 分の 0.28 を乗じた額に 4 月から 11 月までの月数を乗じた額、それと合わせまして、平成 22 年 6 月支給の期末勤勉手当の額に 100 分の 0.28 を乗じた額、この二つをたした分を 12 月の期末手当から控除するものでございます。

施行日につきましては、平成 22 年 12 月 1 日ということでございます。なお、平成 23 年度以降の適用分につきましては、平成 23 年 4 月 1 日を施行日とするものでございます。

続きまして、議案第 76 号 平成 22 年度嬉野市一般会計補正予算（第 3 号）でございますが、今回の補正につきましては、補正予算書ですけれども、今回の補正につきましては、第 1 条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,178 万円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 117 億 3,303 万 5,000 円とするものでございます。今回の歳入の財源としましては、4 ページでございますけれども地域子育て創生事業 10 分の 10 の補助事業で 674 万 7,000 円を計上いたしております。

続きまして次ページ、5 ページでございますけれども、財源としまして財政調整基金の繰入金金を 503 万 3,000 円計上をいたしております。

続きまして歳出の中身、歳出に移りますけれども、6 ページをお願いします。

賦課徴収費、目で賦課徴収費、節で償還金、利子及び割引料ですけれども、法人市民税の確定申告等に伴います還付金の予算 100 万円をお願いいたしております。

続きまして 7 ページでございますが、目で児童福祉費、19 節の負担金、補助及び交付金、これに 674 万 7,000 円をお願いいたしておりますが、今回につきましては民間施設でのベビーシート等の整備事業ということで、市内の 7 旅館及び 2 箇所の商業施設等に設置をするもので、UD 大会、12 月 21 日、22 日に開催されます全国 UD 大会の開催までに整備をするということでお願いをいたすものでございます。

続きまして 8 ページでございますけれども、3 目農業振興費、19 節の負担金、補助及び交付金で、補助金でイノシシ被害防除対策事業ということで 350 万円を計上いたしておりますが、イノシシの生息数の増加傾向に伴いまして被害の拡大も懸念されるということから、狩

猟期間中においても補助を行い、被害の防止を図るという目的でございまして、700頭の駆除を予定しているところでございます。

続きまして9ページでございますが、目で1目学校管理費、12節と13節でPCB廃棄物の処理関係の予算をお願いしておりますが、これにつきましては塩田中学校に保管しておりますPCB廃棄物20キログラムにつきまして処理の割り当てがまいりまして、本年12月中に契約し、処分まで行なう必要があります関係上、委託料をお願いするものでございます。

以上で、議案の説明を終らせていただきます。

○議長(太田 重喜君)

これで、議案の細部説明を終わります。

お諮りします。議案第74号から議案第76号までの3件につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よって、議案第74号から議案第76号までの3件につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第5、議案質疑を行います。

議案第74号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。平野議員。

○16番(平野 昭義君)

今の議案とちょっとはなれますけど、いわゆる専決処分はですね、第180条では。

○議長(太田 重喜君)

ちょっと、違う。今はもう議案第74号です。議案第74号についてお願いいたします。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第74号の質疑を終わります。

次に、議案第75号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第75号の質疑を終わります。

次に、議案第76号 平成22年度嬉野市一般会計補正予算(第3号)の質疑を行います。質疑ありませんか。梶原議員。

○8番(梶原 睦也君)

予算書の7ページの地域子育て創生事業、これについてちょっとお伺いいたします。

まず、9業者決ってますけれども、これ以外に希望するところはなかったのか、それと希望したけれども条件が整わずに希望がかなわなかったというところがあったのかどうか、お伺いいたします。

○議長(太田 重喜君)

こども課長。

○こども課長(江口 常雄君)

今年度、申請をしていただいた分につきましては、先ほど御質問いただいたようなことはございませんでした。対象外経費というのは一部ありましたけれども、それは事業者のかたも御理解いただいて、対象内でなるべくしていただくということで調整は一応しております。

以上です。

○議長(太田 重喜君)

梶原議員。

○8番(梶原 睦也君)

はい、わかりました。

あと、この補助要件のなかに、民間事業者は事業完了までに佐賀県子育て応援の店に登録すること、また、民間事業者は佐賀子育て応援宣言事業所に積極的に登録するよう努めることという2点の条件要項がありますが、その点について詳しく説明をお願いいたします。

○議長(太田 重喜君)

こども課長。

○こども課長(江口 常雄君)

ただいま御質問いただいた件では、旅館あたりは既に応援の店の登録状況という、この補助金申請の用紙の中に記載欄がありますけれども、旅館あたりは登録済みとか登録申請中とかいうのがございます。現在、未登録のところは2件ほどですけれども、それ以外は登録済み、若しくは登録申請中ということに記載申請をいたしております。

以上です。

○議長(太田 重喜君)

梶原議員。

○8番(梶原 睦也君)

その登録という、登録してあるところとしてないところという説明だったのですが、その内容はこういったことかということをお聞きしてるのですけど。

○議長(太田 重喜君)

こども課長。

○こども課長(江口 常雄君)

県の事業でありましたけれども、これは子育て応援の店の登録ということですので、これは旅館等に限らずどんな事業所が子育て応援の店として登録しているか、していないかということで県のほうでは募っておられまして、その中で子育て世代の方が外に出られたときに、気持ちよく色々な施設を利用していただくという応援をしていただくという意味で、その店は協力するんだよという意思表示をされておられるということで理解をしております。

以上です。

○議長(太田 重喜君)

他にございませんか。田口議員。

○14 番(田口 好秋君)

8 ページの農業振興費についてお尋ねをいたします。

今回、350 万円イノシシの補助金が出ておりますが、これについて、350 万円は非常にありがたいことだと思っております。今、非常にイノシシが増えて、この区域、いわゆる区域の問題でお尋ねしますが、これは嬉野市一円なのか、それぞれに分けておられるのか、まずそこからお尋ねいたしたいと思えます。

○議長(太田 重喜君)

産業建設課長。

○産業建設課長(松尾 龍則君)

お答えいたします。

区域につきましては、この補助金、助成金につきましては嬉野市内を想定いたしております。

以上でございます。

○議長(太田 重喜君)

田口議員。

○14 番(田口 好秋君)

それは非常にありがたいことですが、今まで有害鳥獣の防除期間というですか捕獲期間、このときには嬉野市一円じゃないわけです。塩田町と嬉野町と分かれているという、今までが現状でございます。今回、嬉野市一円になっておりますが、これを狩猟期間が終わった後も続けられるのか、また元に戻されるのか、そのところをお聞きしたいと思えますが、今まで区域があるために、なかなか犬を入れて越えていったらできないということがあっております。それで、猟友会のほうから市長にも申し出があったと思えますが、その点について今後、狩猟期間が終わった後どうされるのか、そのところをお尋ねしたいと思えます。

○議長(太田 重喜君)

産業建設課長。

○産業建設課長(松尾 龍則君)

お答えいたします。

確かに狩猟期間が終了しました駆除期間につきましては、御指摘のとおり嬉野町 旧ですね、嬉野町と塩田町と別れて許可を出しているところがございますけれども、現在におきましても、そういったことで許可が出されているということがございますので、旧嬉野町、塩田町につきましては、それぞれの猟友会の皆さま方と御協議いただきまして、これから嬉野市内でするのか、若しくは旧町でやるのかというところを協議していただくということにしたいと思っております。

以上でございます。

○議長(太田 重喜君)

田口議員。

○14 番(田口 好秋君)

許可をされるのは市がされるわけですね。その時に、先ほど私がお尋ねして答弁いただきましたが、旧町であれば、また色々と問題が出てくるじゃないかと。そういったことに携わる方は、市内にイノシシが減ってがいいのか、居ってがいいのかと。せっかく追っていても、犬も旧塩田から旧嬉野にすぐ越えるわけですね、もちろんイノシシも。そういったときに、獲れないということであれば、これは嬉野市一円とするべきではないかと思うんですがね。

おかしいと。今ですね、私の近所のことも話しますが、もう間もなく県道を越えるでしょうと。県道そばまで来ています。県道越えたら、県道を越えたところに防護柵をしなくちゃいけない。田んぼに入るわけですね、もう県道こっちのほうには入っておるわけですよ。そういった現状の中で、せっかく駆除期間のときにイノシシを追って行って、イノシシが越えたために捕獲できないと。許可をされる立場としてお尋ねをしとるわけですね。猟友会の話合いによってというのは、それはちょっと逃げじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長(太田 重喜君)

産業建設部長。

○産業建設部長(一ノ瀬 真君)

お答えいたします。

今、議員御発言のとおり私どもも基本的には市内一円ということが望ましいというふうに考えておりますので、できれば、そういう話し合いの中で、そういうふうな方向でお願いをしていくように考えております。

○議長(太田 重喜君)

田中議員。

○11 番(田中 政司君)

大体わかったんですが、今回こういうふうにして予算をつけていただくということは、今非常に市民の皆様も通学路等までイノシシが出て来ているような状況で、本当にびくびくしながらというところもあるようです。そういう点でこういう予算をつけていただいて、狩猟期間でありながら駆除ということでやっていただくということなんですが、ここに一応予算的にまずお聞きをしたいのが、350万円というのがあるわけですね、700頭分。ここら辺の根拠といいますか、期間的に狩猟期間となりますと来年の3月ということになるかと思いますが、ここら辺が獲っていただいて、どういうふうな形で補助が支払われるのか具体的にそこら辺をまず1点と、仮にここら辺の頭数がこれより増えた場合あたりの対応はどういうふうにご考えておられるのかお聞きをいたします。

○議長(太田 重喜君)

産業建設課長。

○産業建設課長(松尾 龍則君)

まず、700頭の捕獲を予定をしているという根拠についてでございますが、今回平成22年度の4月から10月、これが駆除期間におきましては例年よりもかなり多いと、829頭の捕獲がっております。そういった関係でございますので、狩猟期間につきましても、これは推定でございますけれども約700頭ぐらいは捕獲できるんじゃないか、あくまでもこれは推定でございます。

それともう1点が、それ以上に捕獲されればどうするのかという御質問でございますが、あくまでもこれが700頭というやつが恐らくそれ以上ならないだろうなという推測でございますけど、それはちょっとわかりませんが、実際、実績を見てみなければわからないと思っております。これがオーバーして捕獲できた場合につきましては、3月議会と申しますか、それで補正の補正という形はおかしいというふうなことでございますが、そういったことでございましたら、できましたら3月補正で補正をお願いしていきたいと、できましたらそういった方向で進んで参りたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長(太田 重喜君)

田中議員。

○11番(田中 政司君)

今年はイノシシ以外でも熊にしる何にしる、とにかく山のほうに餌がないということかどうかわかりませんが、かなり人里までそういう有害鳥獣が出て来ている。そういう中で非常にこれは或る猟友会の方にお聞きをしたんですが、今年とはとにかく獲りやすいというふうなことをお聞きをしております。というのは、山に餌がないもので、普通は箱わなで獲れない所もかなり入りやすいというふうなことをお聞きをしております。そういうことで是非こういう年には一機に獲ってくださいと言ったらあれですけど、ある程度頭数が減るように頑張ってくださいということをお願いをしております。しかし、そういう中で狩猟期間には今まで補助も何もなかったからなかなか大変ということだったんですが、今回こういうことで出るということで、よけい私たちとしてもお願いをしやすいというのが本音でありまして、是非獲っていただきたいと思うわけですが、今の説明でいきますと例えばこういうことで考えていいわけですか、829等が捕獲をされているということだったんですね、そうなるとこの予算の中で334頭分しか一応予算的には組んでいないわけですね。ここでいくとですよ、イノシシ捕獲助成5,000円の334頭というのは、多分いわゆる駆除期間の頭数の分をここではじめ予算計上されておると思うんですよ。それで829頭が獲れているということは、もう500頭あまりが余計かかっている。じゃあ、後700頭分といっても200頭しか補助はできないというふうに、私は単純にそう考えたんですけど、第1点そこですよ。それと今の説明でいきますと、私の計算ですと仮に後200頭を越した場合の頭数分に関しては、とにかく獲っていただいて、獲った分だけは補正をしていきますという考え方でいいのかです。

○議長(太田 重喜君)

産業建設課長。

○産業建設課長(松尾 龍則君)

お答えをいたします。

ここの補正予算、主要な事業の説明書の中に確かにイノシシ捕獲助成 334 頭ということで計上をしておりますけれども、この分とは別に 700 頭を予定しているということでございます。今申しました 829 頭と申しますのは駆除期間で、あくまでも駆除期間 4 月から 10 月までという分でございます。その分に、その 829 頭につきましては、これが鹿島市、それから太良町、それと嬉野市、広域駆除対策防除ですか、そういったやつのほうで、協議会のほうで獲れた分が 829 頭ということでございまして、このイノシシ駆除防除対策事業、その分の頭数とはまったく別物と考えていただいて、そのように理解していただければ御理解いただけるんじゃないかと思っております。

以上でございます。(11 番 田中政司君「そいとさっきのそれはそういう考え方でよかわけですね、獲れた分。」と呼ぶ。) 現在のところ、そのように考えております。

以上でございます。

○議長(太田 重喜君)

平野議員。

○16 番(平野 昭義君)

関連です。今イノシシの話題が出ておりますけど、たまたまイノシシについては私、猟友会といっしょになって 1 年に一遍か二遍か参加して色々お話聞きますけど、いずれにしてもその補助する人がいないと。例えば箱わなを持っていくにしても 1 人では担いで行ききらんというなもちろんですね、そういうところについて、私はシルバー人材が塩田には 100 名以上居られますから、そういう方々との話し合いもしよっですかと言うたら、そりゃ今ところなかと、そいじゃそういうことについても私たちも協力するごとしましようかという話もしております。

それからイノシシの処分ですね、まあずっと今年は特に多いですけど、武雄市にちょっと聞いてみましたら、武雄市はちゃんとしたイノシシの処分の方法がありますけど、もし獲れてですね、私の仲間もこの間 4 頭獲られましたよと。どがんしたですかと言うと埋めたてですね。まあ、ある意味ではもったいなかなと思うわけですよ。ですから、買う人は居らんと。もう結局、道に捨てるわけいかんと。それについて 2 点についていかが考ゆっですか。

○議長(太田 重喜君)

産業建設課長。

○産業建設課長(松尾 龍則君)

まず、イノシシ駆除につきましては免許を取得しなければいけないということでございます。免許取得につきましては市からの補助、特に経費につきましては、できる分、できない分とございますけども、2 分の 1 の補助で免許を取っていただくようにいたしております。それと免許更新につきましては、全てやるように、2,800 円、その分は全額助成をするとい

うことにいたしております。そういったことでございますので、イノシシの駆除をしていただくためには免許を取っていただくということでございますけれども、嬉野市の猟友会につきましても高齢化が進みまして、後継者が欲しいということが一番の課題じゃないかということでございますので、免許を取っていただく方を募ると、こういった補助もあるということをして、駆除に御協力いただきたいと思っております。

それと処分場のことでございますが、この分につきましては現在のところは、今議員が御指摘のように埋めて処分をしているということでございます。なんら対策といいますか、これがどういうふうにするべきものか、まだ現況のような方向でしか処分できないわけですが、武雄市にしますとイノシシの肉に利用するとかですね、そういったことがございますが、嬉野市につきましては今までのところ埋設というふうなことでございます。狩猟期間につきましても、それぞれ獲られた方がどういった処分をするかという肉にされる場合もございましょうけれども、一応埋設ということでございますけれども、そういった埋設場所がないという御指摘でございますので、これも猟友会と協議をして、どういった方向でもっていけばいいのかと協議を行なっていきたいと思っておりますけれども、なかなか簡単にはいかない問題であるというふうに理解をいたしておりますので、今後研究をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長(太田 重喜君)

平野議員。

○16番(平野 昭義君)

一番目について、いわゆるシルバー人材のことについて、私は是非、担当課あるいは市長でもいいですけど、シルバー人材の役員会か何かでそういった話でもされたら恐らくいい返事があるんじゃないかなと思います。

二番目の武雄市のことについては、これは全然違いますけども、伊万里と武雄がいわゆるお結び協定を結んだごと、嬉野市と武雄市とイノシシの協定、いわゆる販売と何とか全部おたくの方によかですかというごとそういうふうな協定でも結ぶという積極的にはですね、猟友会さんたち今言いきったように高齢化してなかなか、それから仕事持とっさっけん、そういう暇もなかわけですよ。ですから、行政として一歩進んだところをやってみてくれんですかと思いやしたばってん。今の二つの点について前向きにお答えいかがですか。

市長でも結構ですよ。

○議長(太田 重喜君)

産業建設部長。

○産業建設部長(一ノ瀬 真君)

お答えいたします。シルバー人材につきましては先ほど課長が申しましたとおり、一応免許が必要ということがございますので、その点を含めて機会があれば話してみたいと思いません。

武雄との関係につきましては担当としては色々連絡はとっておりますので、協定まで結んだ方がいいのかどうかというのは、まだ判断できませんが、担当レベルで一応協議はさせてもらいたいと思っております。

以上です。

○議長(太田 重喜君)

平野議員。

○16番(平野 昭義君)

一ノ瀬部長のほうから、機会があればという答えを聞きましたけど、機会があればじゃなくしてですね、機会をつくってしてくださいと。私自身も会長ともそのことで話しております。ですから、ほとんどもう話は8割ぐらいできておりますから、良かったら機会をつくってやってください。いいでしょう。

○議長(太田 重喜君)

産業建設部長。

○産業建設部長(一ノ瀬 真君)

シルバー人材の事務局も目の前にありますので、ちょっと話をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長(太田 重喜君)

他にございませんか。田中議員。

○11番(田中 政司君)

1点だけ教えてください。

6ページの徴税費の過誤納金還付金、この内容についてお願いいたします。

○議長(太田 重喜君)

支所市民税務課長。

○支所市民税務課長(小野 彰一君)

今の御質問に対してお答えいたします。

過誤納金還付金100万円の計上をさせていただいております。内容につきましては部長の説明にありましたように、法人の確定申告に伴いまして還付金が発生しました。その分が今回補正でお願いしとるぶんでございます。

以上です。

○議長(太田 重喜君)

田中議員。

○11番(田中 政司君)

そいけん申し少し、確定申告ば、要するに固定資産税とか何とかそういうことじゃなくて、まったくの、どういうふうな件数と内容あたりわかればなと思ったんですが。

○議長(太田 重喜君)

支所市民税務課長。

○支所市民税務課長(小野 彰一君)

お答えいたします。

今現在まで申告いただいている分につきまして、件数といいますか事業所ですけども、この分につきましては13事業所でございます。それに伴います決算の確定申告ですね、その分に合わせまして還付金が発生しました。それと還付金に伴います還付加算金も発生いたします。これが日数に応じて加算金が増えますので、今回緊急といいますか臨時議会があるということで、早急に還付したいということでお願いしとります。還付加算金の予定としましては3事業所で、金額はちょっと日数でありますけども、今現在把握しておる分では1万6,000円程度を還付加算金として支出予定を考えております。

以上です。

○議長(太田 重喜君)

他にございませんか。梶原議員。

○8番(梶原 睦也君)

3ページのPCB廃棄物処理について、もうちょっと詳しくお伺いしたいんですけども、20キログラムとおっしゃいましたけど、廃棄物が出てきた経過というか、いつぐらいからなのか、交換するたびに溜まっていくのか、そこら辺の説明と、こういうものは他の小中学校にもこういう形であるのか、その点について、まずそこまでお伺いいたします。

○議長(太田 重喜君)

教育部長。

○教育部長(宮崎 和則君)

お答えをいたします。

PCBの廃棄物ということでの御質問でございますけれど、これは先ほどありましたけれども塩田中学校に保管してあった廃棄物ということでございますけれど、平成14年頃に実際県から調査があつておるわけでございます。そのようなことで旧塩田町の中では中学校に照明器具等のコンデンサといいますか、PCBを含んだ廃棄物があつたということでございます。そのようなことで既に県へ報告をし、既に登録がなされていたというようなことから、今年12月中に登録をしていた関係で廃棄処分ということの連絡等が入ってきたわけでございます。そのようなことで今回臨時議会に補正予算として計上いたしておるところでございます。

また、後の質問で市内には他にはないかということでございますけれど、一応学校には今のところここだけで保管をしておるということでございます。

○議長(太田 重喜君)

梶原議員。

○8番(梶原 睦也君)

それでは保管してあつたということでしょうけど、ずっと何年かかかって外したときにそれを貯めていったということに理解していいのですか。

それと、それが全部で 20 キログラムとさっきおっしゃいましたけど、この予算を見たら運搬料だけで 5 万円、処理料だけで 48 万 3,000 円と 20 キログラムの処分料にしては非常に高額になっているんですけど、そこら辺についてもあわせてお伺いいたします。

○議長(太田 重喜君)

教育部長。

○教育部長(宮崎 和則君)

お答えをいたします。

まず、中学校にというのは恐らく考えられるのは、そこに集積をされていたのではないかと思います。

そして、後の質問の単価等についてということだと思いますけれど、これにつきましては P C B の廃棄物の処理につきましては全国で 5 箇所というようなことで、環境事業団が設置をいたしておるところでございます。そのようなことで、もちろんこれにつきましては法に基づいて環境事業団の設置もなされておるわけでございますけれど、塩田中の場合は、佐賀県ということと考えますと、こちらのほうは岡山県から四国、それから九州、もちろん沖縄までですけど、この分のエリアについての処理をする場所が北九州市の若松区にあるわけでございます。従いまして、そこまでに持っていく運搬料ということも、ここに載っておりますけど実際いまして、20 キログラムで処分料がいくら、それから運搬料もいくらということによって来てる関係上、今回そういったことで単価、予算をお願いしておることでございます。(「関連」と呼ぶ者あり)

○議長(太田 重喜君)

関連、田中議員。

○11 番(田中 政司君)

直接的というかあれですけど、この P C B の処理というのが、今回市の学校にあったわけですが、市内に市の関係じゃなくて、一般事業所あたりでもという数字あたりは資料把握できてるんですか、できていないんですかね、すみません。ちょっと、外るつかも。

○議長(太田 重喜君)

財政課長。

○財政課長(徳永 賢治君)

お答えをいたします。

民間で保管されている分については把握できておりません。(「できてないんですね。」と呼ぶ者あり) はい。ただ、今回の学校の他に、嬉野市の体育館の裏に機械倉庫がございます。あそこの中に 655 キログラム嚴重に保管をいたしております。今回この 655 キログラムにつきまして予算要求をいたしておりませんが、先ほど教育部長から話があったとおり、つい最近になってこの処理ができるようになりました。ましてや、九州ではこの 1 ヶ所。特殊な技術を持たないと運送、或いはその処理ができないということでございます。そういう中におきまして、平成 13 年だったと思いますが、この P C B 処理に関する法律が施行されておるま

して、その中で国の責務、県の責務、市の責務ということで段階的に処理を行なうわけですが、今回学校を優先させましたことにつきましては、もうすぐ学校の改築が想定をされている関係で今年度で処理をしたい。それと嬉野市の体育館に保管しております 655 キログラムに関しましては、ちょうど今年の全国市長会におきまして、この PCB 処理について国のほうでも対策を打って下さいということで要望をだしまして、これが採択をされております。もし、この 655 キログラムを市が単独で処理する場合、約 2000 万円の費用が掛かります。そういうふうに高額となりますので、是非ともこの市長会の要望を受けていただきまして、何とか国のほうでも援助いただきたいという段階であります。そういうことで今回は学校のみを計上させていただいておるところです。

以上です。

○議長(太田 重喜君)

田中議員。

○11 番(田中 政司君)

実はこれは以前の工場の水銀灯とかあたりに確か入っていると思うんですよ、この PCB というのがですね。多分個人の事業所でも 2 個とか 3 個とか保管しておるところがもしかしたらあるかもわからないんですよ。そういうところを私知っているんですが、これちょっと予算とはあれなんです、例えば今回この 20 キログラムを運搬するのにこれだけの 5 万円という費用が掛かるわけですね。個人の何本か持ってあるところでも確か今回処理費用がそういうふうに掛かってくるんですよ。これ、どういう風に運んで、どういう風になるのかわかりませんが、市として、これひとつこら辺把握をしていただいて、今後そういうふうな処理をまだされるのであれば、例えば処理費用に関しては当然事業者負担ということになるかと思いますが、運搬経費等については把握をしていただいて、もしいっしょにやるとなれば、かなり安くできると思いますか、可能性もあるわけですので、是非そういうことを検討していただきたいというふうに思いますけれど、市長いかがですか、そこら辺。

○議長(太田 重喜君)

市長。

○市長(谷口 太一郎君)

お答え申し上げます。

今のお話については趣旨としては理解しますが、やはりそれぞれの個人の方の責務というものもあるわけでございまして、私どもが今回いわゆる順番として該当したから予算を組ませていただいたということでございますので、こういう予算でお願いしたいと思っております。ただ、一般の方は一般の方で負担していただくというのが原則ではないかなと思っておりますので、また、業者の方も産業廃棄物関係の処理業者の方が恐らくされると思っておりますので、また別にルートがあられるんじゃないかなというふうに思います。

○議長(太田 重喜君)

他にございませんか。神近議員。

○13 番(神近 勝彦君)

地域子育て創生事業でちょっとお尋ねをしたいんですが、これは嬉野が今度 12 月に全国 UD 大会があるということで、県のほうが 100 パーセント拠出をさせていただいているわけですね。次年度について県はこのベビーシート等についてどういうお考えをもっているか情報をお掴みでしょうか。

○議長(太田 重喜君)

こども課長。

○こども課長(江口 常雄君)

今の御質問にお答えいたします。

本年度の予算の配分については県下で 5000 万円なんですけれども、県としては 10 分の 10 の事業ですので、12 月議会に間に合えば補正もしたかったということだったんですけれども、県下まだまだ動きが鈍いといいますか、要望が少なかったと。それで補正をしなかったので 5000 万円の枠の中でしますということでした。その中で嬉野市が当初、こちらが申請した額より少ない要望額でしたので、出向いていって是非、UD 大会もありますので県内の他の市町の予算残をうちにくださいというふうなことを話をしまして、全額いただくようになったんですけれども、県としては来年度までは続けるということでございます。恐らく同額ぐらいであるものというふうに思っております。今年度の補正が倍増したかったということで担当者の方がおっしゃっていましたので、同じぐらいの額はあるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長(太田 重喜君)

神近議員。

○13 番(神近 勝彦君)

次年度も県は予算を組みたいということで思っておられるのなら申し分ないんですけれども、まだ今回 9 事業者ということで、これから次年度に向けてやっぱり整備をしたいというところもあるかと思しますので、間違いなく次年度も続けていただくように担当課の方から県の方に再度御確認をしていただきたいと思います。

もう 1 点、若干この件とはずれて、9 月の時には公共施設を対象にされたわけなんですけれども、その時に文教厚生常任委員会の中で、現在公共施設の中でこれに漏れているのはないだろうかということで再確認をして欲しいと。漏れているのであれば、今回の臨時議会、今度出ましたけれども、この時にいっしょに上乘せをしたいというふうなことを委員会の中では御答弁受けとったわけですが、あくまでも公共施設については、もう充分対応できているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長(太田 重喜君)

こども課長。

○こども課長(江口 常雄君)

お答えいたします。

来年度も所要額調査がありましたので、うちのほうからも少し半額ぐらい、400万円程度は欲しいということで、一応所要額としては要望をしております。

後段のほうですけれども、9月の委員会の後、すぐ現状を見て、お尋ねの施設がほとんど新しい施設でしたけれども、その新しい施設についてはほとんどもう設置が済んでおりましたので、9月にお願いをした分で事業を進めるということになっております。交付決定のほうも今日か明日に来ますので、すぐに取り掛かれるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長(太田 重喜君)

神近議員。

○13番(神近 勝彦君)

委員会の中で特定の施設名は出たんですけども、それ以外にそういう施設が漏れはないのかということでやはり対応していただきたいなど。もし、再度、委員会の時には極端に言ったらみゆき公園のあのトイレであるとか、このトイレであるとかいう個別の名称は出たんですけども、それ以外の施設で、ここは必ず必要というふうな施設があるかもわからないわけですよ。そういう漏れがないかというのを再度御確認をいただいて、もし漏れがあるようだったら次年度のときにこの制度がそのまま使えるのであれば、公共施設についても再度整備をしていただきたいという要望ですので、御答弁はおりません。

○議長(太田 重喜君)

他にございませんか。西村議員。

○15番(西村 信夫君)

今の神近議員の質問にちょっと関連しますけれども、地域子育て創生事業のベビーシートの整備事業なんですけど、今回9事業所ということで答弁されておりますが、1戸あたり計算すれば74万9000円の設置費用なんですけど、これは例えば旅館初音荘新館に一箇所付けるのか、それとも何箇所付けるのか、そこのあたりをちょっと私まだ理解をしておりますので、その点教えていただければと思います。

○議長(太田 重喜君)

こども課長。

○こども課長(江口 常雄君)

内訳をということだと思いますが、例えば初音荘ですけれども、これは大体1件あたりの限度額が100万円なんですけれども、100万円を要望しておられるところが2箇所ございます。後、100万円に近い事業所が数箇所ございますけれども、一番少ないところで40万円台が3箇所程度ございます。それで、今御質問にでました初音荘に関してはベビーシート、ベビーキープの設置、後ベビーベット、それと乳幼児の備品で数万円の要望ということになっております。

以上です。

○議長(太田 重喜君)

西村議員。

○15番(西村 信夫君)

嬉野には旅館は全体で70軒ぐらいあると思いますが、そのあたりの申請状況は質問のほうでありましたけれども、今後設置するにあたっては計画的に何年ぐらいでこういうふうな設置を考えられるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長(太田 重喜君)

こども課長。

○こども課長(江口 常雄君)

とりあえず、この事業が1年延びて来年まではあるということで私たちは聞いておりますので、来年度まではできるのではないかと考えておりますが、その先はまだちょっとわかりません。

以上です。

○議長(太田 重喜君)

他にございませんか。山口要議員。

○17番(山口 要君)

一番初歩的なことで、先ほど過誤納の還付金ことで田中議員のほうから質問がありましたことについて再度お尋ねをしてみたいと思いますけれども、これは恐らく予定納税の還付金だというふうに理解をしておりますけれども、これが確定するのがいつなのか、そして加算金ということで先ほど申し上げられましたけれども、加算金が発生するのがいつなのかということを取りあえずお尋ねをしたいと思います。

○議長(太田 重喜君)

支所市民税務課長。

○支所市民税務課長(小野 彰一君)

御質問のように予定納税に対する還付金でございます。還付金の発生はいつなのかということでございますが、この申告があった時点で既にもう発生はいたしております。それに伴いまして還付加算金も発生いたしますので、還付加算金については還付する時点において日数に応じて計算をいたします。良かったですかね。

以上ですけど。

○議長(太田 重喜君)

山口要議員。

○17番(山口 要君)

とにかく要するにこれは予算措置を伴うものでありますので、極端に言うと仮に11月に臨時議会が開かれない場合は12月定例会ということに持ってきて、その時点で予算が通った時点でしか予算措置が通らないということになりますので、その加算金というのはますます膨

らんでいくばかりということで、理解をしていいんですか。ですから、そこら辺でもう少し早めの対応、加算金に対しての早めの対応というのが何らかの形でできないのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

○議長(太田 重喜君)

支所市民税務課長。

○支所市民税務課長(小野 彰一君)

御質問のように、12月定例会ということになれば加算金も膨らんでいきます。ただ、還付金の発生した時点におきまして、予算の残額がないといったことが一番担当といたしまして頭が痛いところをごさいます、これを流用するというのもできると思いますが、その財源につきましては予算の担当課、財政課とも話しますと予備費からの流用ということがあると思います。それが一番予算的には早い方法かというふうに理解しております。

以上です。

○議長(太田 重喜君)

山口要議員。

○17番(山口 要君)

もう何年も議員をやっている気づかなかったわけなんですけれども、今までこのような加算金というものは発生をして、それが今までにおいては予備費として流用されていたんですか。それとも、こういう予算の中でこういう予算措置をされてしていたのか、その確認をしたいと思いますけれども。

○議長(太田 重喜君)

支所市民税務課長。

○支所市民税務課長(小野 彰一君)

ここ近年、法人の還付金というのが増えてきております。それに伴いまして還付加算金というのも出てきたわけですが、平成21年度におきましては、2回補正予算としてお願いした経緯もございます。今後もこの還付加算金というのはあらゆる税といいますか、市民税におきましても、固定資産税におきましても発生する可能性はあると思います。

以上です。

○議長(太田 重喜君)

他にございませんか。園田議員。

○9番(園田 浩之君)

イノシシのところに関連する質問が遅れたんですけれども、武雄市につぐ事業ですが、広域を含めて隣接市町村でのこのような事業の動きの情報を知りたいんですけど。

○議長(太田 重喜君)

産業建設課長。

○産業建設課長(松尾 龍則君)

お答えをいたします。

このイノシシの狩猟期間におきまして報奨金を出すということにつきましては、武雄市が1000頭を目標に掲げておるところでございまして、それと鹿島市につきましては問い合わせをいたしましたところ計画がないという情報をいただいております。

以上でございます。

○議長(太田 重喜君)

園田議員。

○9番(園田 浩之君)

田中議員の700頭の頭数で充分かという質問で、私このイノシシ対策について深く勉強してなくて質問してるんですけど、武雄市と嬉野市が補助をするということであって、隣接市町村がないと。イノシシはどんどん捕獲されるわけですよ。尻尾と鼻を持ってくると補助がいただけるということになるわけですが、まあちょっと考えすぎかもわかりませんが、他の市町村からそのような、で、その嬉野市で捕獲されたという検証ですか、どのようなことでされるのかなと思ってお尋ねしてるんですけど。

○議長(太田 重喜君)

産業建設課長。

○産業建設課長(松尾 龍則君)

はい、お答えいたします。

嬉野市で捕獲したイノシシについてはどのような検証をするのかということでございますが、現在のところは猟友会の方、会員の方が獲られるわけでございます。そういったことで、極端な話、嬉野市で捕獲されたものを申請をしていただくというふうなことではないかと思っております。そういったことでございますけれども、この狩猟期間につきましてはの捕獲をすると捕獲の報奨金を出すということでございますけれども狩猟期間でございますので、他の佐賀県いっぱいですかね、そういったことから捕獲には来ていいということでございますけれども、報奨金につきましては嬉野市の猟友会といいますか、市の方で許可をいたしました狩猟される方についてのみ報奨金を出すということでございますので、その何と言いますか、嬉野市で捕獲されたということは嬉野市の猟友会の方を信用と言ったらおかしい話ですが、そういったモラルの問題ではないかということでは理解をいたしております。

以上でございます。

○議長(太田 重喜君)

園田議員。

○9番(園田 浩之君)

はい、わかりました。考えられないことでもないのですが、ちょっとそこら辺は大事じゃないかなと思って、あえて質問させていただきました。

終わります。

○議長(太田 重喜君)

答弁はいいですか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第 76 号の質疑を終わります。

日程第 6、討論・採決を行います。

議案第 74 号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第 74 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。

したがって、議案第 74 号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第 75 号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第 75 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。

したがって、議案第 75 号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第 76 号 平成 22 年度嬉野市一般会計補正予算（第 3 号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第 76 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。

したがって、議案第 76 号 平成 22 年度嬉野市一般会計補正予算（第 3 号）は可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時21分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま、織田菊男議員他 5 名から、発議第 20 号 環太平洋経済連携協定

(TPP) 交渉参加への慎重な対応を求める意見書についてが提出されました。

これを追加議事日程(第1号)として日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第20号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 発議第20号 環太平洋経済連携協定(TPP) 交渉参加への慎重な対応を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提出者 織田菊男議員。

○12番(織田 菊男君)

環太平洋経済連携協定(TPP) 交渉参加への慎重な対応を求める意見書について。

このことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成22年11月29日提出。

嬉野市議会議長 太田重喜 様。

提出者 嬉野市議会議員 織田菊男。賛成者といたしまして、嬉野市議会議員 西村信夫、同じく田口好秋、同じく梶原睦也、同じく小田寛之、同じく辻浩一。

理由といたしまして、環太平洋経済連携協定交渉への参加検討にあたって、国内農林水産業に配慮し、慎重な検討をもとめるためでございます。

環太平洋経済連携協定(TPP) 交渉参加への慎重な対応を求める意見書(案)

我が国の農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少、就業者の高齢化、耕作放棄地の増加、水産資源の減少や価格の低迷など非常に厳しい状況にある。

こうした中、政府は11月9日に環太平洋経済連携協定(TPP)について、「情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する」と明記した「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定されたところである。

この交渉に拙速に参加した場合、我が国農業への影響は計り知れず、国内農業が壊滅的な打撃を受ける強い懸念がある。また、食料自給率を上げるという政府の方針や食料の安全・安心な安定供給といったことに逆行し、食料の安全保障を脅かす重大な問題であり、国家の根幹に関わるものである。

TPPによる影響を農林水産省は、すぐに関税を撤廃し何の追加対策も講じなければ、安い農産物の流入によって、国内の主要な農産物19品目で計4兆1000億円の生産額が減少し、国内総生産(GDP)が7.9兆円減少するとした試算を11月2日に公表した。

農業は地域経済との結びつきも強く、農業生産の縮小ともなれば地域経済を一層冷え込ませるなど地方のさらなる疲弊につながるものである。さらに、農業は「食」を支えているだけでなく、国土の保全や水源の涵養といった多面的機能も持っており、こうした機能が損な

われれば、一般の市民生活にも多大な影響を及ぼすこととなる。

今回の政府の対応は、農業関係者を始め食品産業、消費者等の幅広い国民的議論もなく、唐突に検討表明が出された印象は否めない。

よって、政府の環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加検討にあたっては、我が国農林水産業への十分な配慮のうえで、下記のとおり慎重に検討されるよう強く要望する。

記

- 1 関税の撤廃が原則となっている環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）への参加については、国内農林水産業への壊滅的な影響を与えるのみならず、我が国の食料事情を危うくし、食料安全保障の観点からも、国民の生活を危機的状況に追い込むことが想定されることから、拙速な参加表明を行わないこと。
- 2 国際貿易交渉並びに環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）への参加などの対応を進めるならば、我が国の食料の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内の農林水産業の将来にわたる確立と振興など十分な措置を講じること。
- 3 環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）への参加については、全産業の分野にわたってメリット、デメリットを国会等で慎重に審議するとともに、国民に対し詳細な情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成22年11月29日

佐賀県嬉野市議会
議長 太田 重喜

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
外務大臣	前原誠司様
農林水産大臣	鹿野道彦様
経済産業大臣	大島章宏様

以上でございます。

○議長(太田 重喜君)

これで提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

山口要議員。

○17番(山口 要君)

ひとつだけ文面の中でお尋ねをしたいと思います。

私はこの反対ということで出れば、私も反対しようという気持ちでいたわけなんですけれども、慎重な対応を求める意見書ということで、なかなか反対しづらくどうしようかというふうに考えているわけでありましてけれども、そういう中で実は3番の中で全産業の分野にわたってメリット、デメリットを国会等で慎重に

審議するというふうな文面が示されている中で、ちょうど真ん中辺に T P P による影響を農林水産省はと以下ずっと書いてあります。この農水省のこの影響のみをここに文章の中に明示をしながら最終的にメリット、デメリットを国会ということではなかなかちょっと文章的にやや私は気になる部分があるわけなんです。確かに出されるほうとしては農水省の考え方を前面に出されているわけなんですけれども、例えば県の試算においても農業の損失50億円ということをお聞きしますが、逆に工業等の経済的損失、それは500億円という数字を出されているわけなんです。はっきりと。そういう中で、この農林業に関する数字だけがぼっと出て、最後にそのメリット、デメリットということを書いてあることについて少し疑問を感じる部分がありますので、おわかりであればそこら辺のところをちょっとだけでもいいですから御説明いただきたいということと、もうひとつ例えば、韓国が今 F T A の中で農業とか除外品目を設けながら、やっているわけなんです。そのことについての文言というものがなかったんで、そこら辺についてはどのようにお考えになってるか、その2点だけをおわかりになる点で結構です。

○議長(太田 重喜君)

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午前11時32分 再開

再開いたします。織田議員。

○12番(織田 菊男君)

簡単に、わかるだけ説明します。

一応、私の考えといたしましては工業製品に対してはメリットがある。農業関係が一番大きいんじゃないかというふうな考えをもっております。それで、これより厳しい意見書案が県のほうでは通っております。私より皆様方も大分知っておられると思いますが、新聞などで知っておいでと思いますが、非常に農業関係が一番大きい、要するに輸入をするのが一番大きいんじゃないかと。そういう点で一応そういう形を考えております。そして除外が今度の場合は例外ではないということをお聞きしております。韓国の場合もこれに参加した場合はないと聞いてます。

○議長(太田 重喜君)

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第20号の質疑を終わります。

お諮りします。発議第20号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、発議第20号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第 20 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。

したがって、発議第 20 号 環太平洋経済連携協定（T P P）交渉参加への慎重な対応を求める意見書については可決されました。

ただいま可決されました発議第 20 号の意見書につきましては、後日関係大臣等へ送付いたします。

以上で本臨時会に提出された案件の質疑・討論・採決など全ての日程が終了いたしました。

お諮りします。ただいま議決されました議案について、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第 43 条の規定により、その整年第 2 回嬉野市議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午前11時36分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員